平成２２年（フ）第２５号
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の５　Ｃ22―102号室
債務者　鈴木純一郎
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２１９３２号
東京都練馬区東大泉２丁目９―11―202
債務者　髙橋　宏樹
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８号
山口県周南市大字戸田5017番地
債務者　松本　和之
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７８４号
静岡県牧之原市勝間352番地
債務者　鈴木　正子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３８号
静岡県藤枝市高岡１丁目12番27号、旧住所静岡県藤枝市藤岡５丁目29番６号
債務者　菅原　玲子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５９号
静岡市葵区羽鳥７丁目２番37号、旧住所静岡市葵区羽鳥７丁目８番36号
債務者　鈴木　秀男
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１５号
静岡県藤枝市築地495番地
債務者　杉山　妙子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３２７号
千葉県富里市日吉台４丁目３番地３　Ａ棟212号
破産者　宇田　忠博
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４６号
千葉県成田市吉岡560番地163
破産者　栗林　定道
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４７号
東京都江戸川区東葛西４丁目６番３―301号
破産者　有限会社ゴダイ重機
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１００８号
東京都渋谷区広尾３丁目12番40号
破産者　株式会社ムービーバンク・ジャパン
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５８３号
北海道稚内市栄２丁目５番10号
破産者　被相続人亡林綾太郎相続財産（開始決定時の表示林綾太郎）
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２４号
北海道旭川市四条通８丁目1703番地６第２アピスビル３階
破産者　株式会社リラクゼーションアカデミー
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２８号
北海道札幌市中央区南一条西４丁目７番地１
破産者　株式会社ＤＯ
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２号
群馬県高崎市宮元町124番地
破産者　合資会社モンドルリエ
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２０６号
千葉県佐倉市上志津1763番地20志津住宅803号
破産者　柴田　熾史
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３７号
千葉県佐倉市上志津1763番地20　志津住宅803号、商業登記簿上の本店所在地千葉県佐倉市中志津四丁目３番６号
破産者　柴田設備工業有限会社
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部